

一般社団法人 日本歯科医学教育学会 代議員選出規則（案）

第1章 総則

（適用）

第1条 当法人（以下、「本会」という。）の代議員は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって選出される。

（代議員の選出時期）

第2条 代議員の選出は、この規則に従い、2年に一度、行う。

第2章 代議員の選出

（代議員の定数）

第3条 代議員の定数は、100名以上200名以内とする。

2 代議員の定数は、選挙前の6か月前までに理事会において決定する。

（選挙管理委員会）

第4条 代議員の選挙（以下、「選挙」という。）を管理するために、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、会員の中から、理事長が委嘱する。

3 選挙管理委員会の委員は、10名以内とする。

4 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選によって選出される。

5 選挙管理委員は、新たに代議員が選出されたとき、その委嘱を解かれる。

（選挙区および選挙区別の定数）

第5条 選挙区の区分は、別表のとおりとする。

2 各選挙区における代議員の定数は、選挙前の6か月前の正会員数に応じて、理事会において決定し、選挙管理委員会が、これを公示する。

3 前項に定める公示は、第9条に定める選挙の公示と同時に行う。

（選挙権の有権者）

第6条 選挙権の有権者は、正会員であって、かつ、選挙が行われる前年の10月31日までに過去2年分の会費が本会の会計に納入されたことを選挙管理委員会が確認し、有権者名簿に記載された者とする。

2 機関会員代表者である正会員は、機関会員が前項の規定に該当しない場合でも、正会員として有権者資格を有する。

（被選挙権の有権者）

第7条 被選挙権の有権者は、次の各号にともに該当する者とする。

(1) 正会員であって、選挙が行われる前年の10月31日までに過去2年分の会費が本会の会計に納入されたことを選挙管理委員会により確認された者

(2) 正会員であって、選挙が行われる前年の10月31日までに会員歴3年以上を有する

者

(3) 選挙が行われる年の6月1日現在の年齢が63歳未満の者

2 機関会員代表者である正会員は、機関会員が前項の規定に該当しない場合でも、正会員として有権者資格を有する。

(有権者の所属する選挙区)

第8条 有権者の所属する選挙区は、第10条に定める有権者名簿（会員名簿）作成時の登録勤務先によって定める。

(選挙の公示)

第9条 選挙の公示は、機関誌「日本歯科医学教育学会雑誌」および日本歯科医学教育学会ホームページで行い、各選挙区における代議員の定数、投票及び開票の日程を明記する。

(選挙権の有権者名簿)

第10条 選挙管理委員会は、第6条に定める会員について、選挙区ごとの有権者名簿（会員名簿）を作成し、公表する。

2 有権者名簿は、同じ選挙区に同姓同名の有権者がいる場合には、個人の判別が可能となるよう作成するものとする。

(候補者名簿)

第11条 選挙管理委員会は被選挙権を持つ有権者に対し、代議員就任の意思確認を行い、代議員候補者（以下、候補者という）名簿を作成し、公表する。

(選挙広報)

第12条 選挙管理委員会は、選挙区別に候補者の氏名、所属を記載した選挙広報を作成し、投票用紙、投票用封筒、郵送用封筒を同封し、正会員に送付する。

(投票)

第13条 投票は、郵送によって行う。

2 投票は、有権者1名につき5名連記とする。

3 有権者は、属する選挙区内の、被選挙権をもつ有権者に投票することができる。

4 有権者は、選挙管理委員会から送付された投票用紙の記載欄に投票しようとする者の氏名をそれぞれ1名ずつ記載して、これを投票用封筒に入れて封をした上、さらに郵送用封筒を入れて、選挙管理委員会が規定する日時までに到着するように郵送する。

5 投票は、無記名とする。ただし、投票用封筒は無記名とするが、郵送用封筒には投票する者の住所並びに氏名を記載する。

(開票)

第14条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

- 2 開票は、選挙管理委員会が公示に記載した期日に、記載した場所で行う。
- 3 開票は、希望する会員に公開する。
- 4 選挙区ごとに作成された得票集計票には、開票を行った選挙管理委員が署名する。

(投票の無効)

第15条 次の各号の投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 郵送用封筒に投票する者の住所並びに氏名の記載がなかったもの
- (3) 投票用紙の記載欄に2名以上の氏名が記載されたもの
- (4) 被選挙権をもつ有権者以外の者の氏名が記載されたもの
- (5) 記載された氏名が確認できないもの
- (6) 選挙の期日までに到着しなかったもの

(当選の決定)

第16条 代議員は、選挙区ごとに、得票の多い者から、順次、第5条第2項に定める定数から機関会員代表者数を減じた得票順位までの被選挙権をもつ有権者を当選者とする。

- 2 当落に関わる得票数が同数の場合は、会員歴の長い者を当選者とする。
- 3 当選を辞退する者がある場合は、次点の者を得票数の多い順に繰り上げることとする。
- 4 選挙管理委員会は機関会員代表者に対し、代議員就任の意思確認を行い、就任の同意を得た場合、代議員に当選したものとし、その数を代議員数に含める。
- 5 選挙管理委員会は、選挙結果を、なるべく速やかに、適切な方法で公示する。

(代議員の任期)

第17条 代議員の任期は、その当選した代議員選挙の終了した日に始まり、2年後に行われる代議員選挙の終了した日までとする。

(欠員の補充)

第18条 代議員に欠員を生じた場合には、欠員を生じた選挙区における次点者を、代議員として補充することができる。また機関会員代表者の交代により、欠員を生じた場合、代議員を補充することができる。

- 2 前項の規定によって代議員を補充したときは、理事長は、これをなるべく速やかに、適切な方法で公表する。

3 代議員が所属する選挙区から移動したことによって、その選挙区に欠員が生じた場合、これを補充しない。また、移動した代議員は移動先の選挙区の代議員として扱う。

4 補充した代議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(選挙の疑義)

第19条 代議員の選挙に関する疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が疑義解消について審議する。

(規則の変更)

第20条 この規則の変更は、理事会及び社員総会の議決によって行う。

(別表) 代議員選挙区

地区	都道府県
北海道・東北	北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川
東京	東京
中部	新潟、山梨、長野、静岡、愛知、岐阜、富山、石川、福井
関西・中四国	三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、山口、鳥取、島根、徳島、香川、高知、愛媛
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

一般社団法人 日本歯科医学教育学会 代議員選出にかかる申し合わせ（案）

1. 代議員選出規則第3条で規定する代議員の定数は当分の間、180名以内とする。
2. 代議員選出規則第13条第5項に関わらず、投票しようとする者に○印を付すものとする。
3. 選挙区代議員の定数、選挙による選出する代議員（選挙代議員）数および機関会員代表者にかかる代議員（機関会員代議員）数は別表に示すとおりとする。
4. 代議員選出規則第16条に関わらず、当分の間、機関会員代議員は教育研究機関の代表者とする。
5. この申し合わせの変更は、理事会の議決によって行う。
6. この申し合わせは平成〇年〇月〇日より施行する。

別表 選挙区代議員定数

地区	代議員数 (選出)	代議員数 (機関会員)	定数	所属する歯科大学・歯学部
北海道・東北	15	5	20	北海道医療大学、北海道大学、岩手医科大学、奥羽大学、東北大学
関東	18	4	22	明海大学、日本大学松戸歯学部、神奈川歯科大学、鶴見大学
東京	44	5	49	東京医科歯科大学、東京歯科大学、日本歯科大学、日本大学、昭和大学
中部	29	5	34	新潟大学、日本歯科大学（新潟）、松本歯科大学、朝日大学、愛知学院大学
近畿・中四国	23	5	28	大阪歯科大学、大阪大学、岡山大学、広島大学、徳島大学
九州	20	5	25	九州歯科大学、九州大学、福岡歯科大学、長崎大学、鹿児島大学

一般社団法人 日本歯科医学教育学会 役員選出規則（案）

第1章 総則

（適用）

第1条 当法人（以下、「本会」という。）の役員は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって選出される。

（役員を選出時期）

第2条 本会の役員を選出は、この規則に従い、2年ごとに行う。

（選出の方法）

第3条 役員候補者の選出は、代議員の選挙によって行う。

2 本会の選挙管理委員会が役員候補者の選挙（以下、「選挙」という。）を管理する。

第2章 理事候補者及び監事候補者の選出

（立候補できる者）

第4条 代議員は、役員就任の意思確認を経て、理事候補者に立候補することができる。

2 選挙が行われる年の6月1日現在の年齢が70歳未満で、かつ会員歴10年以上の正会員は、役員就任の意思確認を経て、監事候補者に立候補することができる。

3 選挙管理委員会は被選挙権を持つ有権者に対し、役員就任の意思確認を行う。

（理事候補者選挙の投票方法）

第5条 投票は、有権者1名につき3名以内連記とする。

（監事候補者選挙の投票方法）

第6条 投票は、有権者1名につき2名連記とする。

（候補者の通知）

第7条 理事長は、当選した理事候補者、監事候補者の氏名を、代議員に対し、役員を選任する社員総会までに通知する。

（欠員の補充）

第8条 選挙により選出され、社員総会で選任された理事及び監事につき、その任期中に欠員を生じた場合に備えて、選挙における次点者数名を補欠理事候補者及び補欠監事候補者として、理事会の議を経て社員総会で補欠理事及び補欠監事として選任することができる。

第3章 理事長及び副理事長の選出

（理事長の選出）

第9条 理事長は、理事会において、理事の投票によって選出する。

（常務理事の選出）

第10条 理事長は理事の中から常務理事を指名する。

- 2 常務理事に欠員が生じた場合は、理事長は、理事会を開催して、他の常務理事を選出しなければならない。

(副理事長の選出)

第11条 理事長は常務理事の中から副理事長を指名する。

- 2 副理事長に欠員が生じた場合は、理事長は、理事会を開催して、他の理事を指名しなければならない。

(役員選挙結果の公表)

第12条 理事会は選挙結果を、なるべく速やかに、適切な方法で公表する。

(選挙の疑義)

第13条 役員選挙に関する疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が疑義解消について審議する。

(規則の変更)

第14条 この規則の変更は、理事会及び社員総会の議決によって行う。

附則

1. 本規則は平成〇年〇月〇日より、施行する

一般社団法人 日本歯科医学教育学会 役員選出にかかる申し合わせ（案）

1. 役員選出規則第3条で規定する役員候補者の選出は、同条の規定に関わらず、代議員の郵送による投票によるものとし、その結果を社員総会で議決するものとする。
2. 定款29条で規定する理事の定数は当分の間16名とし、変更する場合は常務理事の議決を必要とする。
3. 定款29条で規定する理事は同一機関・法人から6名を超えることができないこととする。
4. 役員選出規則第5条に関わらず、投票しようとする者に○印を付すものとする。
5. 役員選出規則第5条で規定する理事の選出にあたり、投票の無効要件は代議員選出規則第15条に準ずることとする。
6. 役員選出規則第5条で規定する理事の選出にあたり、得票数が同数の場合、会員歴の長いものから当選者とする。
7. 役員選出規則第6条で規定する監事の選出にあたり、投票の無効要件は代議員選出規則第15条に準ずることとする。
8. 役員選出規則第6条で規定する監事の選出にあたり、得票数が同数の場合、会員歴の長いものから当選者とする。
9. 役員選出規則第9条で規定する理事長の選出にあたり、得票数が同数の場合、会員歴の長いものから当選者とする。
10. 役員選出規則第10条で規定する常務理事の定数は、当分の間5名とする。また常務理事の担当業務は、総務、財務、編集・広報、学術、企画・将来構想とする。
11. この申し合わせの変更は、理事会の議決によって行う。
12. この申し合わせは平成〇年〇月〇日より施行する。